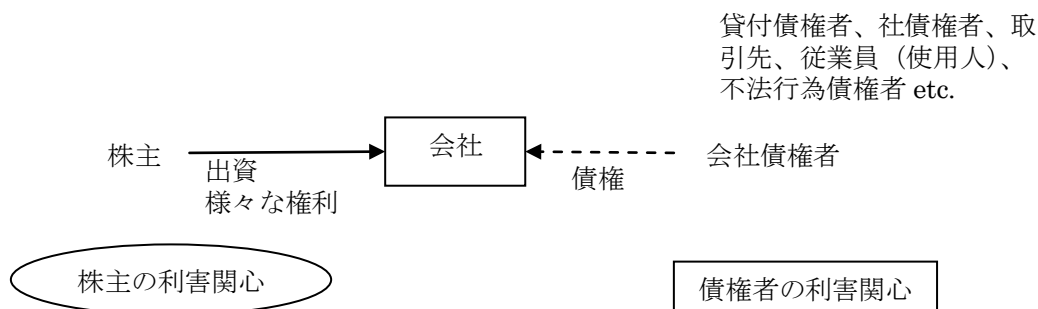


9. 会社と債権者

9-1. 債権者の保護

(1)債権者と株主



(2)有限責任と債権者の保護

事例 9-a 有限責任

アユミさんとケンイチは、2 人でお金を 100 万円ずつ出資して A 株式会社を設立して、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。さらに、A 会社は、X 銀行から事業資金として 400 万円を借り入れた。カフェは繁盛せず、A 会社には資産が 80 万円分しか残っていない。

株主の有限責任（会社 104） ⇔ 会社でない場合

合名会社・合資会社

	有限責任を負う出資者	無限責任を負う出資者
株式会社	株主（会社 104）	—
合名会社（会社 576Ⅱ）	—	無限責任社員（会社 580Ⅰ）
合資会社（会社 576Ⅲ）	有限責任社員（会社 580Ⅱ）	無限責任社員（会社 580Ⅰ）
合同会社（会社 576Ⅳ）	有限責任社員（会社 580Ⅱ）	—

(3)債権者の保護

①事前規制＝資本制度（詳細は「企業組織法」）

②事後規制（9-2 以下）

(4)株主による保証

事例 9-b 株主による保証

事例 9-a で、X 銀行から 400 万円を借り入れるときに、ケンイチが保証人になった。

復習：保証 [7-2-1(2)(a)]

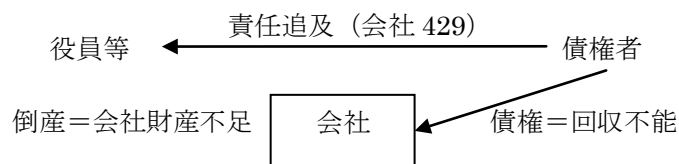
G（債権者）に対する S（債務者）の債務について、B（連帯保証人）が連帯保証
 →S が債務を履行しなければ、B が履行義務を負う（民 446 I）
 事例では G=X 銀行、S=会社、B=ケンイチ

有限責任は本当に重要か？ / 保証で救われない会社債権者

9-2. 役員等の第三者に対する責任

9-2-1. 意義と適用範囲

(1)意義（会社 429 I）と機能



(2)間接損害と直接損害

最大判昭 44・11・26 民集 23-11-2150

「...法は、株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、しかも株式会社の活動はその機関である取締役の職務執行に依存するものであることを考慮して、第三者保護の立場から、取締役において悪意または重大な過失により〔善管注意義務・忠実義務〕に違反し、これによって第三者に損害を被らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり、会社がこれによって損害を被った結果、ひいて第三者に損害を生じた場合であると、直接第三者が損害を被った場合であることを問うことなく、当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責に任ずべきことを規定したのである。」

「...取締役の任務懈怠により損害を受けた第三者としては、その任務懈怠につき取締役の悪意または重大な過失を主張し立証しさえすれば、自己に対する加害につき故意または過失のあることを主張し立証するまでもなく、商法二六六条ノ三〔会社 429〕の規定により、取締役に対し損害の賠償を求めることができる...。」

(a)間接損害

事例 9-c 間接損害 [テキスト Case4-17]

A 会社の代表取締役 Y は、回収の見込みがないのに、自己が代表取締役を務める B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。B 会社は程なく倒産し、貸付金が回収不能になった A 会社も倒産した。A 会社の倒産によって、A 会社の取引先である X が A 会社に対して有していた債権も回収不能になった。

(b)直接損害

事例 9-d 直接損害 [テキスト Case4-18]

A 会社の代表取締役 Y は、代金の支払いの見込みがないことを知りつつ、X から仕入れを行い、X を受取人として約束手形を振り出した。A 会社は程なく倒産し、約束手形は不渡りになった。

不実開示の責任（会社 429Ⅱ）

会社の開示書類（計算書類など）に虚偽の記載、虚偽の登記・公告の場合の責任

- ・役員等に過失があれば責任
- ・役員等の側が無過失の証明責任

(3) 「第三者」と株主

直接損害 / 間接損害

事例 9-e 「第三者」と株主

A 会社の代表取締役 Y は、回収の見込みがないのに、自己が代表取締役を務める B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。B 会社は程なく倒産し、貸付金が回収不能になった A 会社も倒産した。A 会社の株式を 80% 有する株主 X が、Y が行った上記貸付けによって、自分の有する株式の価値が 4 億円分（5 億円×80%）減少したことによる損害を被ったとして、会社法 429 条にもとづいて Y の責任を追及しようとしている。

X による責任追及を認めればどうなる？

① 会社は 1 億円しか請求できなくなる？

② 会社はやはり 5 億円請求できる？

9-2-2. 責任を負う役員等

役員等の第三者に対する責任の機能 ⇔ 小規模な株式会社の現実

(1)名目的取締役と監視義務違反

取締役の監視義務 (6-2-3(1)) + 名目的取締役の存在

事例 9-f 名目的取締役

A 会社の代表取締役 Y1 は、回収の見込みがないのに、自己が代表取締役を務める B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。B 会社は程なく倒産し、貸付金が回収不能になった A 会社も倒産した。A 会社の倒産によって、A 会社の取引先である X が A 会社に対して有していた債権も回収不能になった。ところで、A 会社の取締役 Y2 は、A 会社の取引先 M 会社の代表取締役であった。Y2 は、Y1 の要請で A 会社の株式を引き受け、非常勤の取締役に就任した。Y2 は、1 度も A 会社に出社せず、A 会社の業務執行は Y1 に任せきりにし、全く監視をしていなかった。

最判昭 48・5・22 民集 27-5-655

最判昭 55・3・18 判時 971-101

but その後の下級審裁判例

(2)登記簿上の取締役

事例 9-g 登記簿上の取締役

A 会社の代表取締役 Y1 は、回収の見込みがないのに、自己が代表取締役を務める B 会社に対して、A 会社を代表して 5 億円を貸し付けた。B 会社は程なく倒産し、貸付金が回収不能になった A 会社も倒産した。A 会社の倒産によって、A 会社の取引先である X が A 会社に対して有していた債権も回収不能になった。ところで、A 会社の登記簿上 Y3 という取締役がいることになっている。実は、Y3 については、実際には取締役選任のための株主総会決議はなされていない。Y3 は、Y1 の叔父であり、Y1 から、迷惑をかけないから登記簿上だけ取締役に任じてほしいと頼まれて、それを承諾したにすぎない。

最判昭 47・6・15 民集 26-5-984

「上告人の取締役への就任は、右会社の創立総会または株主総会の決議に基づくものではなく、まったく名目上のものにすぎなかつたというのである。このような場合においては、上告人が同会社の取締役として登記されていても、本来は、商法二六六条ノ三第一項〔会社 429 I〕にいう取締役には当たらないというべきである。けだし、同条項にいう取締役とは、創立総会または株主総会において選任された取締役をいうのであつて、そのような取締役でなければ、取締役としての権利を有し、義務を負うことがないからである。

商法一四条は、『故意又ハ過失ニ因リ不実ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不実ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ』と規定〔現在の会社 908 II は、『故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない』と規定〕するところ、同条にいう、『不実ノ事項ヲ登記シタル者』現在の会社 908 II では『不実の事項を登記した者』とは、当該登記を申請した商人（登記申請権者）をさすものと解すべきことは論旨のいうとおりであるが、その不実の登記事項が株式会社の取締役への就任であり、かつ、その就任の登記につき取締役とされた本人が承諾を与えたのであれば、同人もまた不実の登記の出現に加功したものというべく、したがつて、同人に対する関係においても、当該事項の登記を申請した商人に対する関係におけると同様、善意の第三者を保護する必要があるから、同条〔会社 908 II〕の規定を類推適用して、取締役として就任の登記をされた当該本人も、同人に故意または過失があるかぎり、当該登記事項の不実なことをもって善意の第三者に対抗することができないものと解するのを相当とする」

Y3=本当は取締役でない but 最高裁：会社 908 II を類推適用

but その後の下級審裁判例

9-3. 法人格否認の法理

(1) 意義

会社の法人性（会社 3） ⇔ 法人格否認の法理の必要性

最判昭 44・2・27 民集 23-2-511

「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであつて、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従つて、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。」

(2)形骸化事例と濫用事例

事例 9-h 法人格の形骸化 [テキスト Case5-3]

Y 会社は、株式会社とは名ばかりで、実質的には代表取締役 A の個人企業である。Y 会社は、X から店舗用建物を賃借していたが、その後 X から建物の明渡しを請求された。A は、X との間で、明渡しを認める和解を成立させた。その後、X が建物明渡しを求めたのに対して、Y 会社は、和解の当事者は Y 会社ではなく A 個人であって、Y 会社が使用する部分について明渡義務はない主張した。

前記(1)の最判昭 44・2・27

事例 9-i 法人格の濫用 [テキスト Case5-4]

A 会社は、X から賃借していた事務所について、賃料不払いによって賃貸借契約を解除され、延滞賃料支払いと事務所明渡しを請求された。A 会社の取締役である B は、新たに Y 会社を設立した。Y 会社は、A 会社の資産や従業員をそのまま用いて、A 会社とまったく同じ事業を開始した。

最判昭 48・10・26 民集 27-9-1240

(3)法人格否認の法理の限定論

会社法 22 条 [詳細は「企業取引法の基礎」]

会社 22=商 17 と同趣旨の規定

事例 9-i で Y 会社が A 会社の商号を引き続き使用

→会社 22 適用=Y 会社も A 会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う